

# 練馬区立区民・産業プラザ区民協働交流センター交流コーナー等運営要綱

平成 26 年 4 月 11 日

26 練地地第 121 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区立区民・産業プラザ区民協働交流センター（以下「センター」という。）に設置する交流コーナー等（以下「交流コーナー等」という。）の運営および利用について、必要な事項を定めることにより、地域の多様な活動団体および区民（以下これらを「活動主体」という。）の公益的な活動の支援と協働の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において交流コーナー等とは、交流コーナー、情報コーナー、作業コーナー、喫茶・軽食コーナーをいう。

### (利用時間)

第 3 条 交流コーナー等の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

## 第 2 章 交流コーナーおよび喫茶・軽食コーナー

### (設備)

第 4 条 交流コーナーおよび喫茶・軽食コーナーに、テーブル、椅子、ホワイトボード等の設備を設ける。

### (利用方法等)

第 5 条 交流コーナーを利用しようとする者は、センターの職員にその旨を申し出て、当該職員の指示に従い、適切に利用しなければならない。

2 喫茶・軽食コーナーの利用は、区長が指定する事業者が提供する飲食物の飲食のための利用とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

### (利用時間)

第 6 条 交流コーナーを利用できる時間は、1 回につき 2 時間以内とする。ただし、つぎに利用する者がいないときは、1 日につき 1 回に限り再利用できるものとする。

### (利用の制限等)

第 7 条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、交流コーナー等の利用を制限し、または停止することができる。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 災害その他の理由により施設の利用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(禁止行為)

第8条 交流コーナー等では、つぎの各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 火気の使用、喫煙、発火物・劇薬等の危険物の持ち込み
- (2) 指定した場所以外での飲食
- (3) 騒音、大声、作業等により、他の利用者に迷惑となる行為
- (4) 営利を目的とする物品の展示、販売、勧誘行為
- (5) 募金活動および署名活動（あらかじめ区長が許可した場合を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に不相当と認めた行為

### 第3章 情報コーナー

(設備)

第9条 情報コーナーには、掲示板、パンフレットスタンド等の設備を設ける。

(掲示できるもの)

第10条 情報コーナーに掲示できるものは、つぎの各号に掲げるものとする。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものは除く。

- (1) 公益的活動および公益的な活動を行う活動主体に関するもの
- (2) 企業等のCSR活動に関するもの
- (3) 活動主体が行うスポーツ、レクリエーション、文化行事等に関するもの
- (4) 活動主体が行うサークル活動で、区民等を対象に会員等の募集を行うもの
- (5) 区およびその他官公庁等が主催、共催、後援等をする事業で、区民等を対象に広く周知を図るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 掲示物には、発行責任者および問合せ先を記載しなければならない。

3 掲示物の規格は、A3判以下の寸法のものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(掲示期間)

第11条 掲示物を掲示できる期間は、つぎの各号に掲げる掲示物に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号および第5号に該当する掲示物 3か月以内
- (2) 前号の掲示物以外の掲示物 1か月以内

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、掲示する期間を短縮または延長することができる。

(掲示方法)

第12条 情報コーナーを利用しようとする者は、あらかじめセンターの職員に掲示物を提出するとともに、掲示期間等を申し出なければならない。

(利用者の責務)

第13条 掲示物の内容については、利用者が一切の責任を負うものとする。

(情報コーナーの管理)

第14条 区は、掲示板等を良好に管理するため、つぎに掲げる事項を行う。

- (1) 掲示物を掲示すること。
- (2) 掲示期間を経過した掲示物を除去すること。
- (3) 除去した掲示物を廃棄すること。

#### 第4章 作業コーナー

(設備)

第15条 作業コーナーには、複写機、軽印刷機、紙折り機、拡大機、作業台、ロッカー兼メールボックス等の設備を設ける。

(利用条件)

第16条 作業コーナーのうち、ロッカー兼メールボックスを利用できる者は、練馬区立区民・産業プラザ区民協働交流センター団体登録要綱（平成26年1月6日25練地地第2138号）の規定に基づき、区民協働交流センター登録団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

(利用方法)

第17条 複写機、軽印刷機、紙折り機、作業台（以下「複写機等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめセンターの職員に申し出て、当該職員の指示に従い、適切に利用をしなければならない。

- 2 軽印刷機を利用しようとする者は、印刷用紙を持ち込まなければならない。
- 3 ロッカー兼メールボックスを利用しようとする者は、区民協働交流センターロッカー兼メールボックス利用申込書（別記様式）により区長が指定した期間内に区長に申し込まなければならない。
- 4 前項の規定による申込みが、ロッカー兼メールボックスの個数を超える申込みがあったときは、利用者を抽選で決定するものとする。

(利用者負担)

第18条 複写機等を利用する者は、実費相当額として別表に定める額を負担しなければならない。

(優先利用)

第19条 登録団体は、複写機等の利用について、あらかじめセンターの職員に申し出るにより、指定した日時に優先的に利用することができる。

(利用期間)

第20条 ロッカー兼メールボックスの利用期間は、利用の決定があった日から当該年度の3月31日までとする。

(損害賠償)

第21条 利用者がその責に帰すべき事由により、交流コーナー等の備品類および機器類を破損した場合またはロッカー兼メールボックスの鍵を紛失した場合は、利用者はその損

害を賠償しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、交流コーナー等の利用に関して必要な事項は、地域文化部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

付 則 (平成28年5月31日28練地地第10021号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

別表 (第18条関係)

種 別	金 額
複写機	1枚当たり 5円
軽印刷機	1原稿当たり 50円
	印刷枚数 51枚以上 500枚以下 50円
	以後500枚ごとに 50円
紙折り機	100枚ごとに 10円
拡大機	普通紙 A2サイズ 300円
	A1サイズ 600円
	以後A2サイズ相当分ごとに 300円

別記様式（第17条関係）

区民協働交流センターロッカー兼メールボックス利用申込書

練馬区長 殿

申込団体名	
団体住所	
代表者氏名	
団体登録番号	練馬区立区民協働交流センター団体登録番号 第 号
(ふりがな) 申請者氏名	
申請者連絡先	電話番号